（保安規定）

第三十七条　法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること。

(3)～(5)　略

ハ　［略］

六　使用済燃料貯蔵施設の操作に関することであって、次に掲げるもの

イ　使用済燃料貯蔵施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　使用済燃料貯蔵施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）。

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十一　使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二　放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四　設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

十六　使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

（保安規定）

第三十七条　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　使用済燃料貯蔵施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3)～(5)　同上

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三　使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。

十四　使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱いに関すること。

十五　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。

［号を加える。］

十七　［同上］

［号を加える。］